

沙弥の乞食を撃ちて現に悪しき死の報を得る縁 第十五

十五

犬養宿禰真老は、諸樂京活日陵の北の佐岐村に居住む。天骨邪見にして乞ふ者を厭惡む。帝姫阿陪天皇の代に当りて、一の沙弥有り。真老の門に就きて食を乞ふ。真老乞ふ物を施さずして、返りて袈裟を奪ひて諸り見て逼し惱して言はく「汝は曷の僧ぞ」といへば、乞ふ者答へて曰はく「我れは是れ自度なり」といふ。真老また拍逐ふ。沙弥大に恨みて去る。其の日の夕に、煮たる鯉寒凝る。明日の辰時に、朝床に起居て彼の鯉を口に含み、酒を取りて飲まむとすれば、口より黒き血を返り吐きて傾き臥し、幻の如くして氣絶え、寐るが如くして命終る。諒に知る、邪見は身を切る利き剣なり、瞋心は是れ禍を招く疾き鬼なり、慳貪なるは餓鬼を受くる苦の因なり、多欲なるは慈施を障ふる猛き藪なることを。ただし來り乞ふ者を見ば、憐愍を生して和きたる顔と悦しき色とをもちて、法施財施すべし。所以に丈夫論に云はく「慳の心多き者は、是れ泥土なりといへども金玉より重す。悲ぶる心多き者は、金玉を施すといへど

も、草木より軽す。乞ふ人を見る時には、「無し」と言ふに忍びず。悲び泣きて涙を墮す」とのたまふ。

女人濫しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁 第十六

横江臣成首女は、越前国加賀郡の人なり。天骨姪渋しくして、鹽はしく嫁ぐことを宗とす。いまだ丁の齢を尽さずして死にて淹しく年を歴たり。紀伊國名草郡能応里の人寂林法師、國家を離れ他国を経て、法を修ひ道を求めて、加賀郡畠山村に至り、年を逕て止住る。奈良宮に宇大八嶋国御めたまひし白壁天皇の世の宝亀元年庚戌の冬十二月の二十三日の夜に、夢に見らく「大和國鶴鶴の聖徳王の宮の前の路より東を指して行く。其の路鏡の如し。広い町ばかり、直きこと墨縄の如し。辺に木草立入り。木草の中を仔看れば、大快しく肥えたる女有り。裸衣にして踞る。両の乳張れて大にして竈戸の如く垂り、乳より膿流れ、長跪きて手を以ちて膝を押し、病む乳を臨て言はく「痛乳」といふ。呻吟ひて病に苦ぶ。林問ひていはく「汝は何の女ぞ」といふ。答

十六 兵役、課役の負担義務のある年齢が「丁」。男は二十一歳以上(戸令)。七五七年以降は二十歳以上とされた類聚三代格・十七)。女のばあには適用できない。未詳。三布施を三種にわかつ、法施、財施、無費施とする。三大丈夫論・施懐品、財物施品、諸經要集・六度部・福田縁。

第十六縁 標題に「得・現報・縁」とあるが、現報の語が悪い表を意味している。また、女の死後の苦難を離脱する説話を「現報」と把握している。いずれも本書の他の説話の標題とは異なる論理に廻つていて、中村史の説がある。

二未詳。本説話以外に所伝をみない。

三夫の意にまかせて妻を離婚できる七条件(七出)のひとつにも数えられる(戸令)。

四それどころか逆に。五底本訓解(諸見トヒナシリ)。おまえは誰だ、といふ目つきで見る意か。『敦煌文獻語言詞典』に、「諸問」を弁問、勘問、としている。

六・上巻十九縁。

七煮凝(ごり)ができた。

八午前七時から九時のころ。

九朝寝の床。

一未詳。本説話を梵網經の第八重戒の慳惜加護戒を説く説話として把握し、梵網經のみえる「穢夜疫鬼(けがねいき)」とは無関係であろう。記述と本説話の「眞心」とを関係づけようとする中村史の説がある。

二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる「穢夜疫鬼(けがねいき)」とは無関係であろう。

三布施を三種にわかつ、法施、財施、無費施とする。

四未詳。本説話以外に所伝をみない。

五大丈夫論・施懐品、財物施品、諸經要集・六度部・福田縁。

六未詳。本説話以外に所伝をみない。

七石川県金沢市畠山村あたり。

八光仁天皇。

九七七〇年。この日がどのような意味をもつているのかは不明。六齋日ではある。

三奈良県生駒郡斑鳩町あたり。

三斑鳩宮・法隆寺東院がその跡地とされる。本説話の七七〇年のころにはすでに斑鳩宮は無く、東院が建てられていた。越前国での夢にこの道場が登場するのは東院の夢殿にかかる。卷二十四縁。平城京の朱雀大路は幅七〇尺を超えるが、それよりもはるかに広い。異様なイメージである。

五・中巻十六縁。

六・下巻二十二縁に冥界の三道を述べて「一道平平一道草小生、一道以敷而塞」とする。本説話にも広平なる一道が示され、さらに「辺木草立」とされるのは、木の生えた小道・草の生え立小道とが述べられている可能性がある。

七モ寂林。

八・中巻十六縁。

九元釜(もんば)、鍋(せん)、鍋(なべ)などを竈(かま)の火にかけて煮炊きするはありには、釜・鍋・鍋の底部は内側に落ちこんで垂れががつた状態である。そのような状態を念頭に置いての形容であろう。他に例をみない、印象的な形容といえよう。三・ああ、乳。

へていはく「我れは越前國加賀郡大野郷畠田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齡丁なりし時に温しく嫁きて邪姪し、幼稚き子を棄てて壯と俱に寐て多の日を逕て、子をして乳に飢ゑしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢ゑき。

先に幼き子をして乳に飢ゑしめし罪に由るが故に今乳脹る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されず」といふ」とみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有人答へて言はく「當に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。

ただし我が妬有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「實に語の如し。我れ等が母公は面姿殊しく妙にして、男に愛欲せられ温しく嫁ぎて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り経を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪免されたり」といふ。誠に知る、母の両の甘き乳、寔に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。

二 成人が知つたならば、私の罪は許されるであろう。女は成人に対しても罪を犯している。成人が許すならば罪は消える。成人は私の罪を許すだろう。「我曾不知、今我奉免」(中巻十五縁)ということばを成人に期待しているのである。

三 越前國加賀郡大野郷畠田村。

四 私がその成人です。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。

五 原文「為男愛欲」被動。

六 中巻十五縁。寂林の夢に再び成眉女があらわれたのである。

七 「捨」とされることも多い。「捨弥勒像」(七大寺年表)、「捨像一軸」(西大寺資財流記帳)。

八 「廟」は「中巻十二縁」。

九 塑像。彩色がほどこされていたであろう。

十 「捨」は手でこねる意。塑像をあらわすばあいには「捨」とされることが多い。

十一 「元興寺の僧東域伝燈目録」生歿年未詳。

一二 和歌山市上三毛、下三毛あたり。

十三 原文「俗姓大伴連祖是也」。『祖字可レ疑』恐有レ誤(放証)。本書では俗姓の語によつて示されるのは氏と姓。したがつて「祖」は名とは考えにくく。先祖の意と解すべきであろうが、措辞に問題がある。

十四 三契縫。

十五 未詳。

十六 「字」は通称。「法名」は、仏教的な名称の意か。

十七 「慈氏」は弥勒。「慈氏禪定堂」は弥勒菩薩の禅定の堂。『禪定』は、禪。心をしづめて覺りを得ること。

十八 堂名に「山室」とあり、下文に「越山之人」と

あって、この堂が山越えの道すじにあつていてことをうかがわせるが、どの山を越えるどの

よう道すじなのか、あきらかでない。ここに

「山」とあるのも不明。

十九 「山淨處」とあるのは、像を死屍のごとくみなしての表現。下

二十 卷一縁、上巻十一縁。

二十一 五造像を完成させるためのもの。經濟的、人

的援助。

二十二 七七一年。

いまだ作り畢らざる捨壇の像呻ふ音を生して奇しき表 を示す縁 第十七

沙弥信行は、紀伊國那賀郡弥氣里の人なり。俗姓は大伴連の相是れなり。俗を捨てて自度し、鬢髮を剃除り、福田の衣を著て、福を求め因を行ふ。其の里に一の道場有り。号けて弥氣山室堂と曰ふ。其の村人等私の堂を造る。故を以ちて字とす。法名は慈氏禪定堂と曰ふ。いまだ作り畢らざる捨壇の像二体有り。弥勒菩薩の脇士なり。臂手折れ落ちて鐘台に居く。檀越量りて曰はく「斯の像を山の淨き廻に隠藏せ」といふ。信行沙弥、常に其の堂に住み、鐘を打つを宗とす。像のいまだ畢らざることを見て、なほ以ちて患とす。落ちたる臂は糸を以ちて縛り副ぐ。像の頂を撫でて毎に願ひて言さく「當に聖人有りて、因縁を得しめよ」とまうす。淹しく数の年を逕て、白壁天皇の代の宝亀二年亥の秋七月の中旬に半より呻ふ声有りて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音細く小く、女人の音の如くして、長く引きて呻ふ。信行初は思はく、山を越えむとする人の頗に病を得て宿るとおもひ、すなはち起き